住宅改修に伴う固定資産税の減税制度

住宅改修工事で一定の要件を満たすと、翌年度分の固定資産税が減額されます。工事終了後3カ月以内に、内容が確認できる書類などを提出してください。

| 対象項目 | 減税を受けられる要件 | 減税額 | 提出書類 |
|----------|--|---|--|
| 耐震改修 | ◇昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅 (併用住宅は、居住用部分の床面積の割合が 2 分の 1 以上) ◇令和 4 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事が行われた住宅 ◇工事費が 50 万円を超えている | 修工事完了年の翌年度分の 家屋に係る固定資産税の2分 の1の額(平成29年4月1日 | ◇耐震改修に要した費用を証する書面 (工事明細書と領収書の写し) |
| バリアフリー改修 | ◇新築から10年以上経過した住宅(併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が2分の1以上) ※賃貸住宅は対象外 ◇次のいずれかに該当する人が居住している(申請時) ① 65歳以上(工事完了の翌年の1月1日現在) ②要介護認定または要支援認定を受けている ③障がいがある ◇工事後の住宅面積が50㎡以上280㎡以下 ◇令和4年3月31日までに、次のバリアフリー改修工事が行われた住宅 ①廊下の拡幅②階段勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取り付け⑥床段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め ◇工事費が国または自治体からの補助金や介護保険からの給付などを除き、50万円を超えている | | ◇バリアフリー改修工事に関する固定 資産税減額申告書 ◇バリアフリー改修に要した費用を証する書面(工事明細書と領収書の写し) ◇改修工事箇所の図面と写真(改修前および改修後) ◇介護保険の被保険者証または障害 者手帳など ◇国または自治体からの補助金や 介護保険からの給付などを受けている場合はその明細 |
| 省エネ改修 | ◇平成 20 年1月1日以前に建築された住宅 (併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が 2 分の1以上) ※賃貸住宅は対象外 ◇改修後の住宅の面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下 ◇令和4年3月31日までに、次の工事を行い、改修部分が現行の省エネ基準に新たに適合 (①は必須) ①外気に接する窓の断熱改修工事 (二重サッシ化、複層ガラス化など) | 1戸当たり120 ㎡までを限度 として、居住部分に限り、改 修工事完了年の翌年度分の 固定資産税の3分の1の額 (平成29年4月1日以降の工 事で、認定長期優良住宅は3 分の2の額) | 士などの証明) |

※耐震改修に対する減額と、バリアフリー改修および省エネ改修に対する減額は、同時に適用を受けることはできません ※バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、併せて適用が受けられます ※バリアフリー改修と省エネ改修に対する減額は1戸につき一度のみの適用となります

中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税が軽減されます。詳細については決まり次第、市HPなどでお知らせします。

■軽減割合

令和2年2月から10月までの連続する任意の3カ月間の売上高の合計が、前年の同期間と比べて50%以上減少した場合はゼロに、30%以上50%未満減少した場合は2分の1になります

■受付期間(予定) 来年1月4日(月)~2月1日(月)

●市職員が家屋調査を行います

新築や増築した家屋の固定資産税の評価額を算出するために、市職員が家屋調査を行いますので、ご協力をお願いします。家屋の全部、または一部を取り壊した場合や店舗、住宅などを他の用途に変更した場合も調査を行いますので、ご連絡をお願いします。

申込み・問合せ 課税課資産税係電内線3014・3015・3016